

一宮町空き家リフォーム補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

一宮町長 馬淵昌也



一宮町告示第15号

#### 一宮町空き家リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家を利活用することにより、空き家の増加を防ぎ、町の良好な生活環境を保全するとともに、住宅として供給し、移住定住促進と地域の活性化に資することを目的として、町内施工業者により町内に現存する空き家のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則（平成7年一宮町規則第12号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 町内に現存する自己の居住の用に供するための住宅であって、当該建築物が都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第3項及び同法第3章の規定に適合するもので、同法第6条第1項、第6条の2第1項及び第18条第3項の確認済証の交付

- (4) 当該年度の2月末までにリフォーム工事が完了し、実績報告書を提出すること。
  - (5) 当該リフォーム工事について、過去に一宮町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金やこの要綱による補助金の交付を受けたことがない者
  - (6) 補助金交付確定日から10年以上継続して、補助対象住宅に居住すること。ただし、火災、地震等やむを得ない事情により居住できなくなった場合は、この限りでない。
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、リフォーム工事に要した工事金額の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、20万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅が登録空き家の場合は、限度額に10万円を加算できるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事に係る契約を締結する前に、一宮町空き家リフォーム補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の売買契約書の写し
- (2) 補助対象住宅の建築確認済証の写し又はこれに代わるものの写し
- (3) リフォーム工事に係る見積書の写し
- (4) リフォーム工事の内容が分かる図面等
- (5) リフォーム工事施工前の状況が分かる写真
- (6) 世帯全員が市区町村民税（国民健康保険税等を含む。）の滞納がないことを証する書類
- (7) 世帯全員が記載された住民票の写し
- (8) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定の通知)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、一宮町空き家リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の承認申請等)

第8条 申請者は前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係るリフォー

とするときは、一宮町空き家リフォーム補助金交付請求書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情によりリフォーム工事を中止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 第4条第6号の要件を満たさず、補助金交付確定の日から起算して、補助対象住宅に10年以内に居住しなくなった場合は、10年に満たない期間分（補助金の額を10年で除した金額を1年として計算する）を返還させることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、一宮町空き家リフォーム補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。